

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年5月14日	
札幌市長 様	
提出者	
住 所 〒065-0007 札幌市東区北7条東11丁目1番1号	
氏 名 株式会社 DNPテクノパック 軟包装製造本部 札幌工場長 稲垣 幸雄	
電話番号 011-750-2205（代表）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 DNPテクノパック 軟包装製造本部 札幌工場
事業場の所在地	札幌市東区北7条東11丁目1番1号
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	【15】印刷・同関連業
② 事業の規模	売上高 51.13 億円
③ 従業員数	117名（2024年4月1日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・引火性廃油（グラビア、ボンド） 収集運搬業者 ⇒ 中間処理業者 ⇒ 最終処分業者にて、セメント原材料として再資源化 ・汚泥（有害）（クロム付着汚泥・クロム付着ウエス） 収集運搬業者 ⇒ 中間処理業者 ⇒ 最終処分業者にて、セメント原材料として再資源化 ・廃酸（有害）（クロム廃液） 収集運搬業者 ⇒ 積替保管施設 ⇒ 収集運搬業者 ⇒ 中間処理業者 ⇒ 最終処分業者にて、製鉄原材料として再資源化



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) * サイト責任者：(株)DNPテクノパック 軟包装製造本部 札幌工場長 * 特別管理産業廃棄物管理責任者：札幌総務課担当 * 廃棄物担当：札幌総務課担当 廃酸(有害)、汚泥(有害)⇒ 管理責任者：札幌工場 製造課 (課長) 引火性廃油⇒ 管理責任者：札幌工場 製造課 (課長)				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度実績(2023年度)】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	排 出 量	80.300 t	32.700 t	1.370 t
	(これまでに実施した取組) * 生産計画面からの歩留改善の継続。 * 予備削減活動継続による、廃棄物の削減。 * 不要物の分別を継続し、廃棄物低減、有価物の促進 * 品質の安定を目指し、仕損費等を削減し不要物の減量に努める			
② 計画	【目標(2024年度)】 (前年度1%削減)			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	排 出 量	79.497 t	32.373 t	1.356 t
	(今後実施する予定の取組) 従来活動を維持継続し、廃棄物の削減に努める。 * 廃棄物削減活動を継続しつつ、リカバリー量の削減と資源循環率の向上を目指し、有価物化の推進と共に、委託業者の開拓を推し進める。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油類は、品目別に分別している。			
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来活動の維持継続。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度実績(2023年度)】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量			
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標(2024年度)】(前年度1%削減)			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量			
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度実績(2023年度)】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量			
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量			
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標(2024年度)】(前年度1%削減)			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量			
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量			
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度実績(2023年度)】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量			
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標(2024年度)】(前年度1%削減)			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量			
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度実績(2023年度)】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	全 処 理 委 託 量	80.300 t	32.700 t	1.370 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0.000 t	32.700 t	0.000 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	80.300 t	32.700 t	1.370 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)			
	* 必要な許可を持った業者に委託。			
	* 再生利用、ゼロエミッションなどに積極的な業者に委託			
* 定期的な処理施設パトロール許可証掲示、処理方法確認 (ほか)				

(第5面)

② 計画	【目標(2024年度)】(前年度1%削減)			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	全 処 理 委 託 量	79.497 t	32.373 t	1.356 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	32.373 t	0.000 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	79.497 t	32.373 t	1.356 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 従来活動の維持継続し、廃棄物の低減に積極的な業者開拓。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度実績(2023年度)】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	114.370 t		
	(今後実施する予定の取組) * 2020年02月19日電子マニフェストシステム加入、 2020年4月1日運用開始済			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。